

陳 情 等 処 理 状 況

①

令和元年 10 月 25 日
総 務 課

宛先：教育長，受理・面談：10 月 15 日

件 名	令和元年度教育振興に関する要望（茨城県退職校長会）	
陳 情 者	茨城県退職校長会 会長 梅原 勤	
関 係 課	総務課，生涯学習課，福利厚生課，義務教育課，高校教育課，特別支援教育課，保健体育課	
陳情経過・ 応対等	令和元年 10 月 15 日（火）に教育長が要望書を受領し，その後，総務企画部長，学校教育部長，関係各課長も出席のもと面談を行った。	
陳情内容		現況と対応
※太字は重点要望項目		
1 「主体的・対話的で深い学び」の実現と確かな学力の保障は，教員の創意に満ちた指導力とそれを可能にする働き方改革によってもたらされる。 そのため ① 新学習指導要領のねらいを達成するために，小学校により高い専門性を有する教員による教科担任制の導入を促進するとともに，全学校への英語・理科・音楽・体育・図工等の専科教員の加配措置を講じられたい。 ② 小学校の学級担任が，教科指導とともに生活指導全般にわたってきめ細かな質の高い指導が展開できるようにするため，一日一時間の授業準備時間を確保し，週あたりの授業時数の上限を 24 時間以内とするよう配慮願いたい。 ③ 教員の働き方を見直して，真に教員が行う内容を厳選し，複雑化する学校の諸問題に対応するため，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，スクールロイヤー，ICT指導員，生徒指導に関わる担当者など専門スタッフの配置拡充を図られたい。（小・中・高・特）		①，② 県では，中央要望や全国都道府県教育委員会連合会を通じて，小学校 2 学年以上の学級編制の標準を 35 人以下へ引き下げる新たな定数改善計画の策定や，小学校等における専科指導やチーム学校の推進のための加配など，多様な児童生徒に対応するための加配定数の充実について，国に要望している。 なお，国の令和 2 年度概算要求において，「小学校専科指導の充実」として，3,090 人の加配定数の増が盛り込まれたので，今後，国の動向を注視しながら，適切に対応していく。 ③ 小中学校においては，学校マネジメント力の向上を図り，学校がチームで取り組む体制を充実させるとともに，統合型校務支援システムの普及や学校事務体制の強化を図るほか，文部科学省が提唱する業務改善に係る動向を注視しながら，市町村教育委員会，県学校長会と連携を図りながら改

- ④ 部活動の外部指導員の拡充を図りたい。また、部活動を学校体育から社会体育へ移行する機運の醸成を図るとともに、人材の養成と確保に努められたい。(中・高)
- ⑤ 通常学級における特別支援を要する児童生徒のための教育支援員の配置増を図られたい。

善策等について検討していく。

県立学校においては、教員に対して、ワーク・ライフ・バランスを十分に意識し業務に取り組むことについて意識改革を図り、各校に超過勤務時間の縮減について、校務の効率化を含めた更なる工夫改善を依頼し、環境改善に努めていく。

なお、スクールカウンセラーについては、国庫補助事業であるスクールカウンセラー配置事業及び緊急スクールカウンセラー等活用事業（高等学校・特別支援学校のみ）（震災対応）により全公立小中高等学校等への配置・派遣が実現できている。

スクールソーシャルワーカーについては、市町村教育委員会又は県立学校の要請に応じて、小中高等学校等に派遣している。令和元年度は、スクールソーシャルワーカーの派遣回数を拡充した。

茨城県スクールロイヤーの派遣については、国からの委託事業に採択され、実施している。茨城県弁護士会の全面的な協力を得て実施することができており、今年で2年目の事業である。

震災対応のスクールカウンセラーの派遣について、令和2年度は国の事業対象（範囲）が変更となる見込みであるが、今後も子どもたちの不安や悩みの解消を図るために、学校の実情や要望等を踏まえて、事業を継続できるよう予算確保に努めていく。

- ④ 部活動指導員の必要性について、大学、退職校長会等の会議で説明したり、各体育連盟、各競技団体へ再度協力を呼びかけ、より多くの人材確保に努めていく。

運動部活動指導者研修会を実施し、指導者の資質の向上を図っていく。

- ⑤ 県立高等学校に障害のある生徒が入学決定した際には、生徒・保護者と十分に相談したうえで、必要な支援を行っている。

具体的な対応として、生徒の状況を十分に踏まえ、本人や保護者と相談のうえで、障害の程度により、食事や移動などを支援する介助員の配置や、学校生活の支援を行う学習支援員の配置など、人的な支援を行っている。

2 教員志願者数の減少が懸念されている今日、職業としての教育職の魅力を高め、教員の社会的地位の向上を図ることは喫緊の課題である。

そのため

① 教員志願の啓発活動を充実するとともに、教員の職務の高度化及びその特殊性に見合う処遇の改善に努められたい。

また、常勤、非常勤の講師及び教育支援員の処遇の改善を図られたい。
(小・中・高・特)

② 現職教員の負担軽減を図る観点から、また、定年及び早期退職教職員の講師等への採用を促進する観点から、教員免許更新制度の見直しを行うよう国に対し働きかけられたい。

③ 女性教職員が安心して出産・育児ができる環境整備に善処されたい。

今後も、生徒の自主性や自律性を考慮しながら必要な支援策を講じ、充実した学校生活を過ごせるよう配慮に努める。

特別支援教育支援員については、国の地方交付税措置を活用するよう、引き続き市町村に対し助言をしていく。

① 優秀な人材の確保に向けては、これまで実施してきた各大学での説明会や水戸会場・つくば会場での説明会に加え、昨年度より実施している「都内大学合同説明会」を2部制で実施し、加点制度、一般選考の特例、特別選考、電子申請など採用試験制度の改善を図り、本県の教員並びに教員採用試験の魅力度を上げることで、志願者の増加を実現していきたいと考える。

さらに、2期募集を実施し、高度かつ専門的な知識・技術・技能を有する方を、本県の公立学校教員として採用することで、本県が求めるグローバル社会で活躍する「人材」を育成していく。

教育職員の給与等については、全国都道府県教育長協議会等を通じ、人材確保法を堅持しつつ、一層の改善を図るよう、国に対し引き続き要望していく。

また、非正規雇用の職員の処遇については、国・他県等の動向を踏まえ対応していく。

② 教員免許更新制について、引き続き、国に対し要望を行うとともに、国における検討状況を注視していく。

③ 「茨城県教職員女性活躍推進プラン」に基づいて、引き続き、男女双方の働き方改革を目指し、「教職員子育て応援プラン」に掲げる目標達成のほ

3 教育尊重の気運を高めるためには、学校教育を社会全体で支える体制を整える必要がある。

そのため、

- ① 学校と家庭や地域社会との連携強化が図られるよう、各学校におけるコミュニティスクールの促進に努められたい。

またその際、事務局に地域連携コーディネーター等の専任職員を配置されたい。

か、時間外勤務時間の縮減にも取り組んでいく。

市町村立学校においては、児童生徒と向き合う時間を確保、教職員の質の向上のため、平成 21 年度から、業務の縮減や効率化に取り組んできた。

管理職及びミドルリーダーを対象としたマネジメント力向上研修の実施やモデル校での業務改善の効果を検証し、主体的な業務改善に向けた取組の充実を図るとともに、教職員一人一人のワーク・ライフ・バランス（学校と私生活のバランス）についての研修や、市町村教育委員会に対する学校業務改善研修を実施している。

学校マネジメント力の向上を図り、「チームとしての学校」の体制を構築し、学校業務に取り組む体制を充実させるとともに、働き方を見直し、学校事務の共同実施及びコミュニティスクール導入の推進を図るなど、教職員の負担軽減に向けた取組を推進している。

今後も、文部科学省が提唱する業務改善に係る動向を注視しながら、市町村教育委員会、県学校長会と連携を図りながら改善策等について検討していく。

また、県立学校においては、「仕事」と「子育て」の両立やキャリア形成を支援するため、中堅教諭等（前期）資質向上研修講座等の悉皆研修に「ワーク・ライフ・バランス」の講座を盛り込んでいる。

今後も、教職員が「仕事」と「子育て」を両立しやすい職場環境の整備を図るほか、男性職員の育児参加の促進を図るため、子育て支援のための休暇・休業等の制度を周知するとともに、取得しやすいよう努める。

- ① 学校事務の共同実施事務長研修会において、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室地域学校協働推進係専門官による講話を行うなど、コミュニティスクールの設置を促進している。

また、「地域とともにある学校づくり」推進フォーラムなどコミュニティ

4 社会の高齢化が進行するなか、退職教職員の活用を図ることは社会の活力を保持するとともに、生きがいづくりに極めて有効である。 そのため ① 退職教職員の再任用、常勤講師、非常勤講師及び学校支援員や生涯学習施設・機関等職員への活用を引き続き拡充されたい。 ② 年金制度の適正な運用と福利厚生の実施、並びに春秋の叙勲枠の拡大について関係機関に要望願いたい。	スクール推進に関する文部科学省の取組を周知している。 今後も、コミュニティスクールの有効性を周知し、設置を促進していく。 また、専任職員の配置については、地域学校協働活動コーディネーター等研修をとおして、地域学校協働活動推進員等の必要性、重要性の理解の促進とコミュニティスクールとの連携、協働活動の推進に努めていく。 ① 市町村立学校においては、原則、希望者全員を再任用することとする。再任用を希望する者の意向及び教職員の職務の特殊性等を踏まえ、選考等を公正かつ適切に行い、より効果的な再任用制度としていきたい。また、退職予定者説明会や臨時的任用職員等の採用に係る説明会などの機会を通して、講師・非常勤講師等の職務内容や登録方法を啓発していく。 県立学校においては、定年退職教職員における再任用希望について、昨年度と同様に事前調査を実施し、その希望について確認するとともに、1人でも多くの退職者が希望どおり再任用等に従事できるよう努めていく。 今後も、再任用制度の趣旨を踏まえ、引き続き、働く意欲と能力のある退職教職員の採用に努めていく。 ② 年金制度に関しては、今後とも国の動向を注視していく。また、今後の年金制度改正等の際は、求めに応じ情報提供を行っていく。 また、叙勲枠については、国において総数の定めがあるため、本県の受章者数を増やすことは難しい。 今後とも、文部科学省から情報収集を行い、制度の趣旨を踏まえて候補者の推薦を行っていく。
--	---

令和元年10月25日

令和2年度採用茨城県公立学校教員選考結果について

義務教育課
高校教育課
特別支援教育課
保健体育課

1 学校種別合格状況・昨年度比

区分		令和2年度	平成31年度	増減
教諭	小学校	採用予定者数	約 390 名	約 330 名
		志願者数	830名 (439)	787名 (405)
		2次合格者数	412名 (246)	348名 (217)
		志願倍率	2.13 倍	2.38 倍
	中学校	採用予定者数	約 290 名	約 250 名
		志願者数	822名 (300)	870名 (305)
		2次合格者数	307名 (121)	273名 (113)
		志願倍率	2.83 倍	3.48 倍
	高等学校	採用予定者数	約 160 名	約 160 名
		志願者数	754名 (214)	757名 (221)
		2次合格者数	156名 (60)	157名 (53)
		志願倍率	4.71 倍	4.73 倍
	特別支援学校	採用予定者数	約 90 名	約 75 名
		志願者数	231名 (128)	204名 (105)
		2次合格者数	93名 (63)	78名 (53)
		志願倍率	2.57 倍	2.72 倍
	小計	採用予定者数	約 930 名	約 815 名
		志願者数	2,637名 (1,081)	2,618名 (1,036)
		2次合格者数	968名 (490)	856名 (436)
		志願倍率	2.84 倍	3.21 倍
養護教諭		採用予定者数	約 37 名	約 28 名
		志願者数	228名 (226)	211名 (208)
		2次合格者数	39名 (39)	31名 (31)
		志願倍率	6.16 倍	7.54 倍
栄養教諭		採用予定者数	約 5 名	約 9 名
		志願者数	53名 (51)	54名 (50)
		2次合格者数	8名 (8)	10名 (10)
		志願倍率	10.60 倍	6.00 倍
合 計		採用予定者数	約 972 名	約 852 名
		志願者数	2,918名 (1,358)	2,883名 (1,294)
		2次合格者数	1,015名 (537)	897名 (477)
		志願倍率	3.00 倍	3.38 倍
		採用予定者数	約 37 名	約 28 名
		志願者数	228名 (226)	211名 (208)
		2次合格者数	39名 (39)	31名 (31)
		志願倍率	6.16 倍	7.54 倍
		採用予定者数	約 5 名	約 9 名
		志願者数	53名 (51)	54名 (50)
		2次合格者数	8名 (8)	10名 (10)
		志願倍率	10.60 倍	6.00 倍
		採用予定者数	約 972 名	約 852 名
		志願者数	2,918名 (1,358)	2,883名 (1,294)
		2次合格者数	1,015名 (537)	897名 (477)
		志願倍率	3.00 倍	3.38 倍
		採用予定者数	約 37 名	約 28 名
		志願者数	228名 (226)	211名 (208)
		2次合格者数	39名 (39)	31名 (31)
		志願倍率	6.16 倍	7.54 倍

※ 講師等経験者特別選考, 障害者を対象とした選考, 社会人特別選考, 大学等推薦特別選考, スポーツアスリート特別選考, 小学校算数・理科教員の合格者を含む。

区分		令和2年度	平成31年度	増減
実習助手	高等学校	採用予定者数	約 2 名	約 3 名
		志願者数	64名 (10)	64名 (13)
		合格者数	4名 (3)	5名 (1)
		志願倍率	32.00 倍	21.33 倍
	特別支援学校	採用予定者数	約 2 名	約 2 名
		志願者数	31名 (10)	19名 (7)
		合格者数	3名 (1)	2名 (2)
		志願倍率	15.50 倍	9.50 倍
		採用予定者数	約 2 名	約 2 名
		志願者数	31名 (10)	19名 (7)
		合格者数	3名 (1)	2名 (2)
		志願倍率	15.50 倍	9.50 倍

() 内は女性の数で内数

2 内訳

(1) 中学校及び高等学校の教科・科目別合格状況

【中学校】

区分		令和2年度	平成31年度
国語	採用予定数	36名程度	31名程度
	志願者数	79名 (34)	82名 (37)
	1次受験者数	77名 (32)	77名 (35)
	1次合格者数	63名 (26)	62名 (28)
	2次受験者数	62名 (26)	61名 (28)
	2次合格者数	39名 (17)	33名 (21)
社会	採用予定数	36名程度	26名程度
	志願者数	150名 (33)	160名 (41)
	1次受験者数	148名 (33)	152名 (40)
	1次合格者数	73名 (17)	55名 (12)
	2次受験者数	73名 (17)	54名 (12)
	2次合格者数	37名 (8)	29名 (8)
数学	採用予定数	45名程度	40名程度
	志願者数	102名 (12)	117名 (14)
	1次受験者数	99名 (11)	113名 (14)
	1次合格者数	90名 (11)	82名 (12)
	2次受験者数	89名 (11)	79名 (11)
	2次合格者数	47名 (7)	41名 (7)
理科	採用予定数	40名程度	38名程度
	志願者数	80名 (26)	77名 (27)
	1次受験者数	75名 (24)	75名 (26)
	1次合格者数	65名 (21)	56名 (20)
	2次受験者数	63名 (21)	56名 (20)
	2次合格者数	44名 (18)	41名 (14)
音楽	採用予定数	12名程度	12名程度
	志願者数	31名 (25)	34名 (28)
	1次受験者数	29名 (23)	31名 (25)
	1次合格者数	24名 (19)	23名 (17)
	2次受験者数	24名 (19)	23名 (17)
	2次合格者数	14名 (13)	12名 (11)
美術	採用予定数	13名程度	13名程度
	志願者数	16名 (15)	19名 (11)
	1次受験者数	16名 (15)	19名 (11)
	1次合格者数	13名 (12)	17名 (10)
	2次受験者数	13名 (12)	17名 (10)
	2次合格者数	10名 (9)	13名 (7)
保健体育	採用予定数	42名程度	32名程度
	志願者数	208名 (61)	229名 (72)
	1次受験者数	202名 (59)	221名 (70)
	1次合格者数	96名 (18)	69名 (19)
	2次受験者数	95名 (17)	68名 (18)
	2次合格者数	46名 (7)	36名 (11)
技術	採用予定数	12名程度	11名程度
	志願者数	21名 (4)	26名 (5)
	1次受験者数	19名 (4)	26名 (5)
	1次合格者数	17名 (4)	22名 (5)
	2次受験者数	17名 (4)	20名 (4)
	2次合格者数	13名 (3)	12名 (4)
家庭	採用予定数	11名程度	11名程度
	志願者数	24名 (23)	21名 (20)
	1次受験者数	22名 (21)	19名 (19)
	1次合格者数	18名 (17)	17名 (17)
	2次受験者数	18名 (17)	16名 (16)
	2次合格者数	12名 (11)	13名 (13)
英語	採用予定数	43名程度	36名程度
	志願者数	111名 (67)	105名 (50)
	1次受験者数	100名 (58)	95名 (44)
	1次合格者数	87名 (49)	74名 (33)
	2次受験者数	86名 (49)	72名 (33)
	2次合格者数	45名 (28)	43名 (17)
合計	採用予定数	290名程度	250名程度
	志願者数	822名 (300)	870名 (305)
	1次受験者数	787名 (280)	828名 (289)
	1次合格者数	546名 (194)	477名 (173)
	2次受験者数	540名 (193)	466名 (169)
	2次合格者数	307名 (121)	273名 (113)

【備考】 () 内は女性の数で内数

【高等学校】

区分		令和2年度	平成31年度	区分		令和2年度	平成31年度
国語	採用予定数	35名程度	28名程度	美術	採用予定数	3名程度	3名程度
	志願者数	87名 (36)	79名 (34)		志願者数	25名 (16)	25名 (19)
	1次受験者数	82名 (34)	74名 (31)		1次受験者数	20名 (12)	24名 (18)
	1次合格者数	62名 (26)	47名 (20)		1次合格者数	6名 (4)	6名 (4)
	2次受験者数	61名 (26)	46名 (20)		2次受験者数	6名 (4)	6名 (4)
	2次合格者数	37名 (21)	25名 (11)		2次合格者数	3名 (2)	3名 (2)
世界史	採用予定数	5名程度	7名程度	書道	採用予定数	1名程度	1名程度
	志願者数	26名 (4)	31名 (8)		志願者数	10名 (7)	7名 (4)
	1次受験者数	22名 (3)	26名 (6)		1次受験者数	9名 (6)	7名 (4)
	1次合格者数	12名 (1)	15名 (2)		1次合格者数	2名 (1)	2名 (1)
	2次受験者数	10名 (1)	14名 (2)		2次受験者数	2名 (1)	2名 (1)
日本史	採用予定数	5名程度	5名程度	英語	採用予定数	25名程度	25名程度
	志願者数	59名 (15)	63名 (13)		志願者数	52名 (31)	60名 (36)
	1次受験者数	58名 (14)	61名 (13)		1次受験者数	45名 (29)	52名 (31)
	1次合格者数	11名 (2)	10名 (0)		1次合格者数	40名 (26)	38名 (21)
	2次受験者数	11名 (2)	10名 (0)		2次受験者数	39名 (25)	37名 (20)
地理	採用予定数	5名程度	5名程度	家庭	採用予定数	5名程度	8名程度
	志願者数	27名 (3)	14名 (1)		志願者数	15名 (14)	14名 (12)
	1次受験者数	25名 (3)	13名 (1)		1次受験者数	14名 (13)	13名 (11)
	1次合格者数	10名 (0)	8名 (0)		1次合格者数	11名 (11)	10名 (9)
	2次受験者数	10名 (0)	8名 (0)		2次受験者数	11名 (11)	10名 (9)
公民	採用予定数	5名程度	5名程度	農業	採用予定数	5名程度	5名程度
	志願者数	32名 (8)	20名 (4)		志願者数	12名 (2)	13名 (2)
	1次受験者数	27名 (8)	18名 (4)		1次受験者数	12名 (2)	13名 (2)
	1次合格者数	12名 (3)	8名 (0)		1次合格者数	10名 (2)	8名 (1)
	2次受験者数	12名 (3)	6名 (0)		2次受験者数	9名 (2)	7名 (1)
数学	採用予定数	15名程度	15名程度	工業	採用予定数	10名程度	10名程度
	志願者数	86名 (10)	86名 (12)		志願者数	26名 (1)	30名 (3)
	1次受験者数	82名 (10)	83名 (12)		1次受験者数	25名 (1)	30名 (3)
	1次合格者数	30名 (3)	32名 (5)		1次合格者数	20名 (1)	16名 (1)
	2次受験者数	29名 (3)	31名 (5)		2次受験者数	19名 (1)	16名 (1)
物理	採用予定数	5名程度	5名程度	商業	採用予定数	5名程度	5名程度
	志願者数	22名 (4)	22名 (3)		志願者数	33名 (6)	36名 (7)
	1次受験者数	22名 (4)	20名 (3)		1次受験者数	33名 (6)	34名 (7)
	1次合格者数	10名 (1)	9名 (1)		1次合格者数	10名 (0)	10名 (2)
	2次受験者数	9名 (1)	9名 (1)		2次受験者数	10名 (0)	10名 (2)
化学	採用予定数	5名程度	5名程度	水産	採用予定数	2名程度	1名程度
	志願者数	27名 (2)	24名 (7)		志願者数	2名 (0)	1名 (1)
	1次受験者数	25名 (2)	21名 (6)		1次受験者数	0名 (0)	1名 (1)
	1次合格者数	10名 (2)	7名 (3)		1次合格者数	0名 (0)	1名 (1)
	2次受験者数	10名 (2)	7名 (3)		2次受験者数	0名 (0)	1名 (1)
生物	採用予定数	5名程度	8名程度	看護	採用予定数	2名程度	1名程度
	志願者数	37名 (8)	56名 (14)		志願者数	0名 (0)	1名 (1)
	1次受験者数	33名 (7)	51名 (13)		1次受験者数	0名 (0)	1名 (1)
	1次合格者数	11名 (2)	14名 (3)		1次合格者数	0名 (0)	1名 (1)
	2次受験者数	9名 (2)	13名 (3)		2次受験者数	0名 (0)	1名 (1)
地学	採用予定数	1名程度	1名程度	福祉	採用予定数	2名程度	2名程度
	志願者数	9名 (3)	4名 (1)		志願者数	3名 (0)	4名 (2)
	1次受験者数	8名 (3)	4名 (1)		1次受験者数	3名 (0)	4名 (2)
	1次合格者数	3名 (2)	2名 (0)		1次合格者数	3名 (0)	3名 (1)
	2次受験者数	3名 (2)	2名 (0)		2次受験者数	3名 (0)	2名 (1)
保健体育	採用予定数	10名程度	10名程度	情報	採用予定数	1名程度	2名程度
	志願者数	144名 (30)	142名 (25)		志願者数	2名 (0)	7名 (0)
	1次受験者数	125名 (26)	135名 (23)		1次受験者数	2名 (0)	7名 (0)
	1次合格者数	26名 (6)	24名 (2)		1次合格者数	1名 (0)	3名 (0)
	2次受験者数	26名 (6)	23名 (2)		2次受験者数	1名 (0)	3名 (0)
音楽	採用予定数	3名程度	3名程度	合計	採用予定数	160名程度	160名程度
	志願者数	18名 (14)	18名 (12)		志願者数	754名 (214)	757名 (221)
	1次受験者数	18名 (14)	17名 (12)		1次受験者数	690名 (197)	709名 (205)
	1次合格者数	6名 (5)	6名 (4)		1次合格者数	306名 (98)	280名 (82)
	2次受験者数	6名 (5)	6名 (4)		2次受験者数	296名 (97)	270名 (81)
	2次合格者数	3名 (2)	4名 (2)		2次合格者数	156名 (60)	157名 (53)

【備考】 () 内は、女性の数で内数

(2) 志願者の特例の合格状況

区 分	小	中	高	特	養	栄	計	前年	増減
現職教諭等在職者の第1次試験の免除	24	7	1	3	2	0	37	35	2
正規任用教諭等経験者の一部試験の免除	6	5	2	0	1	0	14	4	10
国際貢献活動経験者の一部試験の免除	1	3	2	1	0	0	7	1	6
英語の資格による一部試験の免除		7	2				9	7	2
スポーツの実績による一部試験の免除		2	0				2	1	1
前年度の結果による第1次試験の免除	7	8	2	3	3	0	23	25	▲2
社会人経験者の一部試験の免除	5	14	4	2	0	1	26	19	7
合 計	43	46	13	9	6	1	118	92	26

小→小学校 中→中学校 高→高等学校 特→特別支援学校 養→養護教諭 栄→栄養教諭

(3) 小学校教諭算数・理科教員の合格状況

採用年度	区分	採用 予定 人数	志願者数			2次合格者数			志願 倍率	合格 倍率
			男	女	合計	男	女	合計		
令和2年度	算数	15	17	10	27	9	9	18	1.8	1.5
	理科	15	16	11	27	8	10	18	1.8	1.5
平成31年度	算数	15	22	9	31	11	6	17	2.1	1.8
	理科	15	14	9	23	7	6	13	1.5	1.8

(4) 障害者を対象とした選考の合格状況

	小	中	高	特	養	栄	計	前年
志願者数	3	3	4	4	1	0	15	4
合格者数	2	0	0	3	0	0	5	2

(5) 講師等経験者特別選考の合格状況

採用年度		令和2年度					平成31年度				
校種・教科等		採用 予定者数	志願者数	合格者数	志願者 倍率	合格者 倍率	採用 予定者数	志願者数	合格者数	志願者 倍率	合格者 倍率
小学校		60	202	72	3.37	2.81	50	146	58	2.92	2.52
中学校	国語	6	14	8	2.33	1.75	5	13	5	2.60	2.60
	社会	6	38	9	6.33	4.22	5	23	7	4.60	3.29
	数学	7	20	10	2.86	2.00	5	28	5	5.60	5.60
	理科	7	8	6	1.14	1.33	5	8	5	1.60	1.60
	保健体育	7	75	11	10.71	6.82	5	69	7	13.80	9.86
	英語	7	17	9	2.43	1.89	5	18	7	3.60	2.57
	小計	40	172	53	4.30	3.25	30	159	36	5.30	4.42
高等学校	国語	2	14	2	7.00	7.00	2	9	2	4.50	4.50
	数学	2	11	2	5.50	5.50	2	10	2	5.00	5.00
	保健体育	2	27	2	13.50	13.50	2	24	2	12.00	12.00
	英語	2	8	2	4.00	4.00	2	7	2	3.50	3.50
	農業	1	2	1	2.00	2.00	1	2	1	2.00	2.00
	工業	2	6	2	3.00	3.00	2	8	2	4.00	4.00
	商業	1	10	1	10.00	10.00	1	6	1	6.00	6.00
	小計	12	78	12	6.50	6.50	12	66	12	5.50	5.50
特別支援学校	7	63	7	9.00	9.00	7	48	9	6.86	5.33	
養護教諭	4	65	5	16.25	13.00	3	77	4	25.67	19.25	
合計		123	580	149	4.72	3.89	102	496	119	4.86	4.17

※ 養護教諭の採用予定数については、実施要項では若干名と記載してあるが、統計の便宜上、4名(採用数の1割程度)とした。

(6) 大学等推薦特別選考の合格状況

校種別	小中学校教諭	高等学校教諭	特別支援学校教諭	計	前年
志願者数	30	4	2	36	33
合格者数	30	4	2	36	33

(7) 社会人特別選考の合格状況

	工業	水産	福祉	計	前年
志願者数	2	1	1	4	看護 1
該当者数	2	1	1	4	1
受験者数	2	0	1	3	1
合格者数	1	0	1	2	0

H31年度該当教科・科目(物理・化学・生物・地学・英語・家庭・工業・水産・看護)

R2年度該当教科・科目を全教科・科目に拡大

(8) スポーツアスリート特別選考の合格状況

校種別	中学校教諭	高等学校教諭	特別支援学校教諭	計	前年
志願者数	1	2		3	5
合格者数	0	1		1	2

(9) 令和2年度茨城県公立学校教員選考試験第1次試験免除対象者の合格状況

区 分	小	中	高	特	養	栄	計	前年
該当者数	14	17	4	4	6	0	45	40
受験者数	11	12	2	4	4	0	33	33
合格者数	7	8	2	3	3	0	23	25

※中学校の合格者のうち1名は小学校で合格

(10) 令和3年度茨城県公立学校教員選考試験第1次試験免除対象者の該当状況

区 分	小	中	高	特	養	栄	計	前年
該当者数	10	12	6	1	3	0	32	45

(11) 加点制度を利用した志願者の合格状況

校種別	小中学校教諭	高等学校教諭	特別支援学校教諭	計	前年
志願者数	521	91	53	665	646
合格者数	276	24	30	330	299

(12) 中学校教諭の小学校併願の合格状況(令和2年度採用から)

	小学校教諭併願	前年
志願者数	90	
合格者数	6	

(13) 中高一貫校教諭の合格状況(令和2年度採用から)

	中高一貫校併願	前年
志願者数	166	
合格者数	4	

3 その他

(1) 合格者の平均年齢

	R2	H31	H30	H29	H28	H27	H26
小学校	27.7歳	25.4歳	25.1歳	25.5歳	26.4歳	26.2歳	26.5歳
中学校	27.1歳	25.9歳	26.0歳	25.5歳	25.4歳	25.6歳	25.9歳
高等学校	27.6歳	26.7歳	26.2歳	26.8歳	26.8歳	27.7歳	27.0歳
特別支援学校	29.2歳	28.0歳	27.4歳	27.6歳	28.7歳	26.6歳	27.0歳
養護教諭	25.2歳	25.9歳	26.0歳	24.8歳	24.5歳	23.9歳	25.1歳
栄養教諭	25.8歳	23.6歳	23.5歳	23.1歳	23.0歳	23.3歳	22.9歳
実習助手(高校)	25.3歳	28.6歳	28.5歳	31.7歳	32.4歳	34.0歳	30.8歳
実習助手(特支)	32.7歳	36.0歳	36.0歳	36.7歳	41.0歳		

(2) 45歳から59歳までの志願者の合格状況

教諭	志願者数	合格者数
	R2	R2
小学校	85	40
中学校	39	12
高等学校	53	11
特別支援学校	16	6
養護教諭	6	0
栄養教諭	1	0
合計	200	69
前年度との差		

※H27採用から年齢の上限が44歳。R2採用から年齢の上限を撤廃。

第 30 号議案

茨城県教育職員免許状規則の一部を改正する規則

茨城県教育職員免許状規則(平成元年茨城県教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成 20 年文部科学省令第 9 号)の項の次に次のように加える。

教育職員免許法施行法施行規則(昭和 29 年文部省令第 27 号)	施行法施行規則
-----------------------------------	---------

第 4 条中「次に掲げる書類」を「個人事項証明書又は戸籍抄本(日本国籍を有しない者にあつては、国籍を証明できる書類とする。以下同じ。)」に改め、各号を削る。

第 5 条中「成年被後見人又は被保佐人でないことの証明書及び」を削る。

第 6 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 7 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

第 8 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

第 9 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 2 項中「第 5 号」を「第 4 号」に改め、同条第 3 項中「第 6 号」を「第 5 号」に改める。

第 10 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 2 項中「第 8 号」を「第 7 号」に改める。

第 11 条第 1 項中「第 18 項」を「第 17 項」に改め、第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 2 項中「第 9 号」を「第 8 号」に改める。

第 12 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 12 条の 2 第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 2 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 13 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 16 条第 1 項中「第 10 号の書類」を「第 9 号の書類」に改め、第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 17 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 2 項中「第 5 号」を「第 4 号」に改め、同条第 3 項中「第 6 号から第 10 号」を「第 5 号から第 9 号」に改め、同条第 4 項中「第 11 号」を「第 10 号」に改める。

第 18 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 19 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 40 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

付則第 4 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

付 則

この規則は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

令和元年 10 月 25 日提出

茨城県教育委員会教育長 柴原 宏一

(提案理由)

教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)が改正がされ、免許状の授与に係る欠格条項から成年被後見人及び被保佐人の規定が削除されることに伴い、所要の改正をしようとするものである。

茨城県教育職員免許状規則新旧対照表

改正案	現行
(関係法令の略称)	(関係法令の略称)
第2条 この規則においては、次の表の左欄に掲げる法令はそれぞれ右欄のようにいう。	第2条 この規則においては、次の表の左欄に掲げる法令はそれぞれ右欄のようにいう。
教育職員免許法(昭和24年法律第147号)	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)
教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号)	教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号)
教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)	教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)	教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)
教育職員免許法施行法施行規則(昭和29年文部省令第27号)	免許状更新講習規則(平成20年文部科学省令第10号)
免許状更新講習規則(平成20年文部科学省令第10号)	旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)、旧教員免許令(明治33年勅令第134号)又は旧幼稚園令(大正15年勅令第74号)
旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)、旧教員免許令(明治33年勅令第134号)又は旧幼稚園令(大正15年勅令第74号)	小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成9年法律第90号)
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成9年法律第90号)	小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則(平成9年文部省令第40号)
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則(平成9年文部省令第40号)	
(共通する添付書類)	(共通する添付書類)
第4条 同時に2種類以上の免許状の授与を受けようとする者は、願書に互いにその旨を記し、それぞれ必要な書類を添付するものとする。ただし、 <u>個人事項証明書又は戸籍抄本(日本国籍を有しない者にあつては、国籍を証明できる書類とする。以下同じ。)</u> は、1通を除き、その写しを添付すれば足りるものとする。	第4条 同時に2種類以上の免許状の授与を受けようとする者は、願書に互いにその旨を記し、それぞれ必要な書類を添付するものとする。ただし、 <u>次に掲げる書類は、1通を除き、その写しを添付すれば足りるものとする。</u>
(削除)	(1) <u>個人事項証明書又は戸籍抄本(日本国籍を有しない者にあつては、国籍を証明できる書類とする。以下同じ。)</u>
(削除)	(2) <u>成年被後見人又は被保佐人でないことの証明書</u>

(現職教員の書類の省略)

第5条 免許状の授与を受けようとする者が、現に教育職員であつて、県教育委員会又は茨城県知事(以下「県知事」という。)から授与された免許状を有するときは、その免許状の写しをもつて、提出すべき書類のうち宣誓書に替えることができる。

(大学又は養護教諭指定養成機関の卒業(修了)者の出願)

第6条 免許法第5条第1項の規定により、教諭、養護教諭又は栄養教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員免許状授与願(様式第1号)

(2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

(削除)

(3) 履歴書(様式第2号)

(4) 基礎資格に関する証明書

(5) 学力に関する証明書

(6) 宣誓書(様式第3号)

(7) 介護等体験特例法の規定による介護等の体験に関する次の書類のうち必要なもの

ア (略)

イ (略)

2 (略)

(教員資格認定試験に合格した者の出願)

第7条 免許法第16条の2又は第16条の4の規定により、教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(現職教員の書類の省略)

第5条 免許状の授与を受けようとする者が、現に教育職員であつて、県教育委員会又は茨城県知事(以下「県知事」という。)から授与された免許状を有するときは、その免許状の写しをもつて、提出すべき書類のうち成年被後見人又は被保佐人でないことの証明書及び宣誓書に替えることができる。

(大学又は養護教諭指定養成機関の卒業(修了)者の出願)

第6条 免許法第5条第1項の規定により、教諭、養護教諭又は栄養教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員免許状授与願(様式第1号)

(2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

(3) 成年被後見人又は被保佐人でないことの証明書

(4) 履歴書(様式第2号)

(5) 基礎資格に関する証明書

(6) 学力に関する証明書

(7) 宣誓書(様式第3号)

(8) 介護等体験特例法の規定による介護等の体験に関する次の書類のうち必要なもの

ア (略)

イ (略)

2 (略)

(教員資格認定試験に合格した者の出願)

第7条 免許法第16条の2又は第16条の4の規定により、教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状授与願
- (2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

(削除)

- (3) 履歴書
- (4) 教員資格認定試験に合格した旨の証明書
- (5) 宣誓書

(国立工業教員養成所の卒業者の出願)

第8条 免許法附則第8項の規定により、工業の教科についての高等学校教諭1種免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状授与願
- (2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

(削除)

- (3) 履歴書
- (4) 旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和36年法律第87号)による国立工業教員養成所に3年以上在学し所定の課程を終えて卒業した旨の証明書
- (5) 宣誓書

(旧令による教員免許状を有する者の出願)

第9条 旧令による教員免許状を有する者が、施行法第1条第3項の規定により教諭又は養護教諭の普通免許状の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状交付願(様式第6号)
- (2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

(削除)

- (1) 教育職員免許状授与願
- (2) 個人事項証明書又は戸籍抄本
- (3) 成年被後見人又は被保佐人でないことの証明書

- (4) 履歴書
- (5) 教員資格認定試験に合格した旨の証明書
- (6) 宣誓書

(国立工業教員養成所の卒業者の出願)

第8条 免許法附則第8項の規定により、工業の教科についての高等学校教諭1種免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状授与願
- (2) 個人事項証明書又は戸籍抄本
- (3) 成年被後見人又は被保佐人でないことの証明書

- (4) 履歴書
- (5) 旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和36年法律第87号)による国立工業教員養成所に3年以上在学し所定の課程を終えて卒業した旨の証明書
- (6) 宣誓書

(旧令による教員免許状を有する者の出願)

第9条 旧令による教員免許状を有する者が、施行法第1条第3項の規定により教諭又は養護教諭の普通免許状の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状交付願(様式第6号)
- (2) 個人事項証明書又は戸籍抄本
- (3) 成年被後見人又は被保佐人でないことの証明書

(3) 履歴書

(4) 旧令による教員免許状の授与証明書

(5) 出願教科に関する証明書

(6) 宣誓書

2 前項第4号の書類は、旧令による教員免許状が県知事から授与されたものであるときは、免許状の写し(様式第7号)とする。

3 第1項第5号の書類を必要とする者は、中学校又は高等学校の教諭の免許状の交付を受けようとする者で、次の各号のいずれかに該当する者とし、その書類は、出願教科に関する学業成績証明書又は相当する学校における出願教科の教育成績証明書(様式第8号)とする。

(1) (略)

(2) (略)

4 (略)

(旧制学校の卒業者等の出願)

第10条 施行法第2条第1項の表の上欄に該当する者が、その下欄の教諭又は養護教諭の普通免許状の授与を受けるために教育職員検定を願ひ出ようとするときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願(様式第9号)

(2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

(削除)

(3) 履歴書

(4) 人物に関する証明書(様式第10号)(所轄庁、学校法人等の理事長等、出身学校長等の証明するもの。以下同じ。)

(5) 健康診断書(様式第11号)

(6) 基礎資格に関する次の証明書のうち必要なもの

ア～キ (同右)

(4) 履歴書

(5) 旧令による教員免許状の授与証明書

(6) 出願教科に関する証明書

(7) 宣誓書

2 前項第5号の書類は、旧令による教員免許状が県知事から授与されたものであるときは、免許状の写し(様式第7号)とする。

3 第1項第6号の書類を必要とする者は、中学校又は高等学校の教諭の免許状の交付を受けようとする者で、次の各号のいずれかに該当する者とし、その書類は、出願教科に関する学業成績証明書又は相当する学校における出願教科の教育成績証明書(様式第8号)とする。

(1) (略)

(2) (略)

4 (略)

(旧制学校の卒業者等の出願)

第10条 施行法第2条第1項の表の上欄に該当する者が、その下欄の教諭又は養護教諭の普通免許状の授与を受けるために教育職員検定を願ひ出ようとするときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願(様式第9号)

(2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

(3) 成年被後見人又は被保佐人でないことの証明書

(4) 履歴書

(5) 人物に関する証明書(様式第10号)(所轄庁、学校法人等の理事長等、出身学校長等の証明するもの。以下同じ。)

(6) 健康診断書(様式第11号)

(7) 基礎資格に関する次の証明書のうち必要なもの

ア 学校の卒業(修了)証明書及び学業成績証明書

(7) 出願教科に関する学業成績証明書又は相当する学校における出願教科の教育成績証明書

(8) 宣誓書

2 前項第7号の書類を必要とする者は、中学校又は高等学校の教諭の免許状の授与を受けようとするものとする。

3 (略)

(免許状の検定の出願)

第11条 免許法第6条第2項又は免許法附則第5項、第9項若しくは第17項の規定により、教諭、養護教諭又は栄養教諭の免許状の授与を受けるために教育職員検定を願ひ出ようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願

(2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

(削除)

(3) 履歴書

(4) 人物に関する証明書

(5) 健康診断書

(6) 基礎免許状の写し(授与権者が県教育委員会及び県知事以外の場合は、教育職員免許状授与証明書)又は基礎資格に関する証明書

(7) 学力に関する証明書

イ 旧令による教員免許状の授与証明書

ウ 実務に関する証明書

エ 学位証明書

オ 在職証明書

カ 資格証明書

キ その他県教育委員会が必要と認めた証明書

(8) 出願教科に関する学業成績証明書又は相当する学校における出願教科の教育成績証明書

(9) 宣誓書

2 前項第8号の書類を必要とする者は、中学校又は高等学校の教諭の免許状の授与を受けようとするものとする。

3 (略)

(免許状の検定の出願)

第11条 免許法第6条第2項又は免許法附則第5項、第9項若しくは第18項の規定により、教諭、養護教諭又は栄養教諭の免許状の授与を受けるために教育職員検定を願ひ出ようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願

(2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

(3) 成年被後見人又は被保佐人でないことの証明書

(4) 履歴書

(5) 人物に関する証明書

(6) 健康診断書

(7) 基礎免許状の写し(授与権者が県教育委員会及び県知事以外の場合は、教育職員免許状授与証明書)又は基礎資格に関する証明書

(8) 学力に関する証明書

(8) 学校の卒業(修了)証明書又は旧令による免許状の写し

(9) 実務に関する証明書

(10) 宣誓書

2 前項第8号の書類を必要とする者は、施行法第1条又は第2条の規定により基礎免許状の交付又は授与を受けている者とする。

(他教科の検定の出願)

第12条 免許法第6条第3項の規定により、他の教科について教諭の免許状の授与を受けるために教育職員検定を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願

(2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

(削除)

(3) 履歴書

(4) 人物に関する証明書

(5) 健康診断書

(6) 基礎免許状の写し(授与権者が県教育委員会及び県知事以外の場合は、教育職員免許状授与証明書)

(7) 学力に関する証明書

(8) 宣誓書

(特別支援教育領域の追加の出願)

第12条の2 免許法第5条の2第3項及び免許法施行規則第7条第3項の規定により、特別支援学校教諭の免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員免許状授与願

(2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

(9) 学校の卒業(修了)証明書又は旧令による免許状の写し

(10) 実務に関する証明書

(11) 宣誓書

2 前項第9号の書類を必要とする者は、施行法第1条又は第2条の規定により基礎免許状の交付又は授与を受けている者とする。

(他教科の検定の出願)

第12条 免許法第6条第3項の規定により、他の教科について教諭の免許状の授与を受けるために教育職員検定を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願

(2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

(3) 成年被後見人又は被保佐人でないことの証明書

(4) 履歴書

(5) 人物に関する証明書

(6) 健康診断書

(7) 基礎免許状の写し(授与権者が県教育委員会及び県知事以外の場合は、教育職員免許状授与証明書)

(8) 学力に関する証明書

(9) 宣誓書

(特別支援教育領域の追加の出願)

第12条の2 免許法第5条の2第3項及び免許法施行規則第7条第3項の規定により、特別支援学校教諭の免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員免許状授与願

(2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

(削除)

(3) 履歴書

(4) 学力に関する証明書

(5) 宣誓書

(6) 所持免許状

2 免許法第5条の2第3項及び免許法施行規則第7条第5項の規定により、特別支援学校教諭の免許状に新教育領域の追加の定めを受けるために教育職員検定を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願

(2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

(削除)

(3) 履歴書

(4) 人物に関する証明書

(5) 健康診断書

(6) 所持免許状

(7) 学力に関する証明書

(8) 実務に関する証明書

(9) 宣誓書

(特別免許状の検定の出願)

第13条 免許法第5条第3項の規定により、教諭の特別免許状の授与を受けるために教育職員検定を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願

(2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

(削除)

(3) 履歴書

(3) 成年被後見人又は被保佐人でないことの証明書

(4) 履歴書

(5) 学力に関する証明書

(6) 宣誓書

(7) 所持免許状

2 免許法第5条の2第3項及び免許法施行規則第7条第5項の規定により、特別支援学校教諭の免許状に新教育領域の追加の定めを受けるために教育職員検定を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願

(2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

(3) 成年被後見人又は被保佐人でないことの証明書

(4) 履歴書

(5) 人物に関する証明書

(6) 健康診断書

(7) 所持免許状

(8) 学力に関する証明書

(9) 実務に関する証明書

(10) 宣誓書

(特別免許状の検定の出願)

第13条 免許法第5条第3項の規定により、教諭の特別免許状の授与を受けるために教育職員検定を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願

(2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

(3) 成年被後見人又は被保佐人でないことの証明書

(4) 履歴書

- (4) 健康診断書
- (5) 特別免許状推薦書
- (6) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者であることの証明書
- (7) 宣誓書

(臨時免許状の検定の出願)

第 16 条 免許法第 5 条第 6 項又は施行法第 2 条第 1 項の規定により、臨時免許状の授与を受けるために教育職員検定を願い出ようとする者は、次に掲げる書類(施行法第 2 条第 1 項の規定による場合は、第 9 号の書類を除く。)を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定願
- (2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

(削除)

- (3) 履歴書
- (4) 基礎資格となる学校の卒業(修了)証明書又は所要資格の証明となる書類
- (5) 人物に関する証明書
- (6) 学業成績証明書又は実務に関する証明書
- (7) 健康診断書
- (8) 宣誓書
- (9) 所轄庁(県教育委員会又は県知事が所轄庁の場合(私立学校の教員の場合を除く。))は、所属長)又は学校の設置者を代表する者(以下本条及び第 18 条において「所轄庁等」という。)の作成する臨時免許状申請理由書(様式第 12 号)

2, 3 (略)

(自立教科の普通免許状の出願)

第 17 条 免許法第 17 条の規定により、自立教科の普通免許状の授与又は教育職員検定

- (5) 健康診断書
- (6) 特別免許状推薦書
- (7) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者であることの証明書
- (8) 宣誓書

(臨時免許状の検定の出願)

第 16 条 免許法第 5 条第 6 項又は施行法第 2 条第 1 項の規定により、臨時免許状の授与を受けるために教育職員検定を願い出ようとする者は、次に掲げる書類(施行法第 2 条第 1 項の規定による場合は、第 10 号の書類を除く。)を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定願
- (2) 個人事項証明書又は戸籍抄本
- (3) 成年被後見人又は被保佐人でないことの証明書

- (4) 履歴書
- (5) 基礎資格となる学校の卒業(修了)証明書又は所要資格の証明となる書類
- (6) 人物に関する証明書
- (7) 学業成績証明書又は実務に関する証明書
- (8) 健康診断書
- (9) 宣誓書
- (10) 所轄庁(県教育委員会又は県知事が所轄庁の場合(私立学校の教員の場合を除く。))は、所属長)又は学校の設置者を代表する者(以下本条及び第 18 条において「所轄庁等」という。)の作成する臨時免許状申請理由書(様式第 12 号)

2, 3 (略)

(自立教科の普通免許状の出願)

第 17 条 免許法第 17 条の規定により、自立教科の普通免許状の授与又は教育職員検定

を願ひ出ようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状授与願又は教育職員検定願
- (2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

(削除)

(3) 履歴書

(4) 基礎資格となる学校の卒業(修了)証明書

(5) 人物に関する証明書

(6) 学力に関する証明書(必要とするものに限る。)

(7) 実務に関する証明書

(8) 健康診断書

(9) 基礎免許状の写し(授与権者が県教育委員会及び県知事以外の場合は、教育職員免許状授与証明書)

(10) 資格証明書の写し

(11) 教員資格認定試験に合格した旨の証明書

(12) 宣誓書

- 2 前項第4号の書類を必要とする者は、自立教科教員養成機関を卒業又は修了をもつて授与を受けようとするものとする。
- 3 第1項第5号から第9号までの書類を必要とする者は、教育職員検定を願ひ出ようとするものとする。
- 4 第1項第10号の書類を必要とする者は、理療又は理容の教科について願ひ出ようとするものとする。

(自立教科の臨時免許状の出願)

第18条 免許法第17条の規定により自立教科の臨時免許状の授与を受けるために教育職員検定を願ひ出ようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定願
- (2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

を願ひ出ようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状授与願又は教育職員検定願
- (2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

(3) 成年被後見人又は被保佐人でないことの証明書

(4) 履歴書

(5) 基礎資格となる学校の卒業(修了)証明書

(6) 人物に関する証明書

(7) 学力に関する証明書(必要とするものに限る。)

(8) 実務に関する証明書

(9) 健康診断書

(10) 基礎免許状の写し(授与権者が県教育委員会及び県知事以外の場合は、教育職員免許状授与証明書)

(11) 資格証明書の写し

(12) 教員資格認定試験に合格した旨の証明書

(13) 宣誓書

- 2 前項第5号の書類を必要とする者は、自立教科教員養成機関を卒業又は修了をもつて授与を受けようとするものとする。
- 3 第1項第6号から第10号までの書類を必要とする者は、教育職員検定を願ひ出ようとするものとする。
- 4 第1項第11号の書類を必要とする者は、理療又は理容の教科について願ひ出ようとするものとする。

(自立教科の臨時免許状の出願)

第18条 免許法第17条の規定により自立教科の臨時免許状の授与を受けるために教育職員検定を願ひ出ようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定願
- (2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

(削除)

(3) 履歴書

(4) 基礎資格となる学校の卒業(修了)証明書又は所要資格の証明となる書類

(5) 人物に関する証明書

(6) 健康診断書

(7) 学業成績証明書

(8) 宣誓書

(9) 所轄庁等の作成する臨時免許状申請理由書

(外国の学校の卒業者等の検定の出願)

第 19 条 免許法第 18 条の規定により、各相当の免許状の教育職員検定を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願

(2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

(削除)

(3) 履歴書

(4) 人物に関する証明書

(5) 健康診断書

(6) 外国の免許状を有する者は授与証明書又は写し

(7) 外国の学校を卒業又は修了した者はその証明書及び学業成績証明書

(8) 出願教科に関する証明書

(9) 宣誓書

(10) その他県教育委員会が必要と認めた書類

(各相当学校の相当免許状を有しない非常勤講師の届出)

第 40 条 免許法第 3 条の 2 第 2 項の規定により各相当学校の相当免許状を有しない者

(3) 成年被後見人又は被保佐人でないことの証明書

(4) 履歴書

(5) 基礎資格となる学校の卒業(修了)証明書又は所要資格の証明となる書類

(6) 人物に関する証明書

(7) 健康診断書

(8) 学業成績証明書

(9) 宣誓書

(10) 所轄庁等の作成する臨時免許状申請理由書

(外国の学校の卒業者等の検定の出願)

第 19 条 免許法第 18 条の規定により、各相当の免許状の教育職員検定を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願

(2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

(3) 成年被後見人又は被保佐人でないことの証明書

(4) 履歴書

(5) 人物に関する証明書

(6) 健康診断書

(7) 外国の免許状を有する者は授与証明書又は写し

(8) 外国の学校を卒業又は修了した者はその証明書及び学業成績証明書

(9) 出願教科に関する証明書

(10) 宣誓書

(11) その他県教育委員会が必要と認めた書類

(各相当学校の相当免許状を有しない非常勤講師の届出)

第 40 条 免許法第 3 条の 2 第 2 項の規定により各相当学校の相当免許状を有しない者

を非常勤講師に充てるときは、次に掲げる書類を県教育委員会教育長に提出しなければならない。

(1) 相当免許状を有しない非常勤講師の教科担任届出書 (様式第 2 1 号)

(削除)

(2) 宣誓書

付 則

1～3 (略)

(幼稚園教諭普通免許状授与のための検定の出願の特例)

4 免許法附則第 18 項の規定により、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受けるために教育職員検定を願ひ出ようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願

(2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

(削除)

(3) 基礎資格等に関する証明書

(4) 履歴書

(5) 人物に関する証明書

(6) 学力に関する証明書

(7) 実務証明書 (県教育委員会教育長が別に定めるもの)

(8) 健康診断書

(9) 保育士登録証の写し (様式第 7 号に準じて作成したもの)

(10) 宣誓書

5, 6 (略)

を非常勤講師に充てるときは、次に掲げる書類を県教育委員会教育長に提出しなければならない。

(1) 相当免許状を有しない非常勤講師の教科担任届出書 (様式第 2 1 号)

(2) 成年被後見人又は被保佐人でないことの証明書

(3) 宣誓書

付 則

1～3 (略)

(幼稚園教諭普通免許状授与のための検定の出願の特例)

4 免許法附則第 18 項の規定により、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受けるために教育職員検定を願ひ出ようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員検定願

(2) 個人事項証明書又は戸籍抄本

(3) 成年被後見人又は被保佐人でないことの証明書

(4) 基礎資格等に関する証明書

(5) 履歴書

(6) 人物に関する証明書

(7) 学力に関する証明書

(8) 実務証明書 (県教育委員会教育長が別に定めるもの)

(9) 健康診断書

(10) 保育士登録証の写し (様式第 7 号に準じて作成したもの)

(11) 宣誓書

5, 6 (略)

【参考】

教育職員免許法 新旧対照表（抄）

改正案	現行
（授与） 第5条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。 一・二 （略） （削る） <u>三～六</u> （略） 2～7 （略）	（授与） 第5条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。 一・二 （略） <u>三 成年被後見人又は被保佐人</u> <u>四～七</u> （略） 2～7 （略）